

第 8 条（返金規定）

1. 4週間以上のコースで契約解除となった場合に返金の対象となります。
2. 返金の対象は「コース費用（授業料+宿泊費）」で、払い戻しは契約解除の申請をしてから30日以内に行われます。払い戻し申請は現地でも可能です。

3. 下記に当てはまる場合は返金の対象となりません。

- 登録料
- 初期費用（SSP、ピザ、空港送迎費など、コース費用以外のその他諸費用）
- 始業日より遅く到着した場合や研修の欠席による未受講分のコース費用（補習授業は行われません）
- 学生都合により、授業日数が減少となった場合の差額
- 学生がMKより強制退学を受けた場合
- 入学後の申請によるコース変更によって発生した差額(学生都合か否かを問わず)

入学前のキャンセル時	登録料・海外送金手数料・その他諸費用を除く コース費用返金
MK 到着後	4 週間の寮費を除いて返金
受講期間が申込期間の 10%未満	残余コース費用 70%返金
受講期間が申込期間の 10～29%	残余コース費用 50%返金
受講期間が申込期間の 30～49%	残余コース費用 30%返金
受講期間が申込期間の 50%	返金なし

※残余コース費用の計算方法は「申込期間のコース費用－受講期間のコース費用」となります。

「受講期間のコース費用」は申込期間の日割計算ではなく、当初より受講期間分だけを申し込んでいた場合のコース費用と定義します。

（例：1週間で契約解除の場合、受講期間のコース費用は1週間コースの料金が適用される）

規則違反行為

違反をした場合、内容に応じてペナルティを課すこととします。

違反行為	ペナルティ
授業中に携帯電話を使用（辞書として以外）する、グループクラスにて他人に迷惑となる言動する	口頭警告
同性他人の部屋へ往復し、他人（部屋使用者）の生活に支障をもたらす	口頭警告
学生と講師が、授業中に発生した個人的な問題を互いに明らかにしない、発生した問題にオフィスを通じて解決しない場合	担当者相談
許可を得ずに外部の人を校内に連れ込む	経緯書作成
校内器物を破損・損壊・移動・変形させる	賠償

門限違反	一週間外出禁止
旅行計画書を作成せず無断で旅行へ行く、または外泊	一週間外出禁止と 経緯書作成
22 時以降の騒音騒ぎ	週末外出禁止
自習室で他人の学習の妨害行為	週末外出禁止
不正な方法で校内侵入	週末外出禁止
他人に迷惑をかける、損害を与える場合	週末外出禁止
講師との異性交際	退学
寮内喫煙、飲酒、性的行為	退学
異性間の部屋の出入り	退学
賭博行為	退学
講師や学生を扇動して、悪意に事実とは相違する噂などを校内に広める ような団体行動を扇動する	退学
その他正当な理由なしに、MK スタッフの指示に従わない、もしくは不遜な態度を取る	退学
他の学生に対して、身体もしくは言語上のセクシャルハラスメントおよびそれに当たる性的暴力行動	退学
窃盗・暴力（言語もしくは身体的）等民事・刑事上の犯罪行為	退学